

< 資 料 >

1. 個人情報（写真・動画）の取り扱いについて	・・・18
2. 下高井戸子供園の給食について	・・・19
3. 学校感染症と出席停止期間	・・・23
4. 登園許可意見書	・・・25
5. 登園届（インフルエンザ）	・・・26
6. 登園届（新型コロナウイルス）	・・・27
7. 登園届（その他の感染症）	・・・28
8. 薬品の使用について	・・・29
9. 園児緊急引渡確認票の書き方	・・・30
10. 子供園一時保育のご案内	・・・31
11. 登降園管理等システムの利用について	・・・33
12. ◎杉並区立子供園条例（抜粋）	・・・34
13. ◎杉並区立子供園条例施行規則（抜粋）	・・・35

個人情報(写真・動画)の取り扱いについて

本園での、写真・動画の撮影及び配布物(PTA からのお知らせも含む)、ホームページ、研究資料への掲載や掲示について、下記の通り取り扱います。下記の内容をご確認いただき、趣旨をご理解いただいた上で、別紙「個人情報(写真・動画)に関する承諾書」のご提出をお願いします。

※ 個人で撮影した子供園での写真・動画、園からの配信アプリなどの扱いは、十分ご配慮ください。他者の情報を無許可で使用し、インターネット、SNS等に許可なく掲載することは、法令に反する行為となることがあります。十分ご留意ください。

記

- 1 子供園での記録写真・動画撮影、PTA 活動における記録用写真・作品の掲載について
子供園の教育保育についてご理解いただく機会として、写真・動画を活用して、園生活の様子をお知らせします。また PTA 活動の様子などを広報誌にてお知らせしています。
 - ⇒ 園内の掲示板への写真掲示
保護者会・懇談会などでの画像や動画の利用
園だよりや学年だよりなど、キッズビューアプリでの掲載
PTA 広報誌「しもたか NEWS」の掲載
ホームページへの掲載
- 2 研究会・研修会の資料としての写真や動画撮影の活用について
子供園の教育・保育について理解を深め、保育者の資質向上のために研究・研修を行っています。その際、園で撮影した写真・動画を使用させていただきます。
 - ※ 研究資料や子供園要覧、杉並区の資料に写真を掲載する場合は、承諾書の記入に加えて、事前に保護者の方の確認をいただきます。
- 3 子供園関係者の取材について
杉並区教育委員会や子ども家庭部などによる「教育報」や「区報」など掲載のため、個人のプライバシーを十分に配慮した上で子どもたちの教育・保育活動について取材を認めています。写真・動画の掲載については、事前に保護者の方の確認をいただきます。

下高井戸子供園の給食について

下高井戸子供園では、保護者の皆様のニーズにお応えするとともに、教育課程における食育の一層の推進を図るため、給食調理を事業者に委託する方法により、自園調理による給食を導入しています。

<1> 給食の概要等

1 給食の内容

- ・学級の友達と同じ献立を食べる中で、コミュニケーション能力や食事マナーの習得の場として、「食を営む力」の基礎を培い、食育の推進を図ります。
- ・様々な食材や料理にふれ、食嗜好の偏りを減らします。
- ・栄養士を配置し、園内で調理した給食のできあがり状況の確認をします。
- ・幼児の健康状態に合わせた食物アレルギー対応も実施いたします。
- ・七夕、ひな祭り等の季節行事やお楽しみ会等、活動に合わせた献立も実施します。

2 令和8年度委託予定業者

東都給食株式会社 東京都墨田区江東橋4-11-5

(区内施設での受託実績) 杉並第十小学校、八成小学校

※区外では、保育園、認定こども園等での受託実績があります。

3 実施日

保育種別	実施内容	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
短時間保育	給食	●	●	●	●	●	—
長時間保育	給食	●	●	●	●	●	—
	おやつ	●	●	●	●	●	▲

※短時間保育は午前保育日の給食提供がありません。

※土曜日の昼食は弁当持参が必要です。おやつは、市販菓子・牛乳の提供となります。

※短時間保育の夏季・冬季・春季休業期間も長時間保育の給食は実施いたします。

4 食物アレルギーの対応について

食物アレルギーについて心配のあるお子様については、入園前に「食物アレルギー生活管理指導表」を園に提出していただきます。

また、主治医の指示等により、食物アレルギー対応食を要する場合は、保護者様と園職員、栄養士の三者面談を行っていただくことがあります。

※詳しい日程等は、後日お知らせいたします。

＜2＞ 給食費等について

1 利用者別保護者負担額

利用者	利用月数	令和8年度給食費
長時間保育	12	月額 4,300円
短時間保育 3歳	11	月額 3,300円
短時間保育 4・5歳	11	月額 3,400円

※短時間保育は、8月の給食提供がないため、給食費徴収は11か月分となります。一時保育利用時に給食の提供を受けた場合は、1食あたり210円を利用月の翌月に徴収します。

※月の途中から給食の提供を受けた場合でも月額的全額を負担いただきます。

※長時間保育で育児休業を取得中の方は、育児休業に入った翌月から短時間保育の給食費に変更となります。

育児休業に関する書類の提出がない場合は、長時間の給食費徴収が継続します。必ず必要書類を園へ提出してください。

※次の①～④に掲げる事由に該当する場合のみ日割計算を行います。

- ①在園児の疾病等により、30日以上休園を要する場合(医師の診断書等の提出があった場合に限る)
- ②天災、施設の故障等による子供園閉鎖、感染症等による学級閉鎖等で登園しない場合
(例)インフルエンザ等の感染症により学級閉鎖になったときで、区が指定する閉鎖期間に登園しない場合
- ③学校感染症等に罹患し、出席停止となった場合
- ④児童通所支援を利用し、応当日の給食提供が受けられなかった場合
(通所日の前月10日までに欠席申出が必要です。園へご相談ください。)

※次の①、②のいずれかに該当する幼児については、副食費相当(おかず代)を減免します。

- ①区民税所得割額77,101円未満の世帯(世帯年収360万円未満相当)
- ②小学校第3学年以下の児童を対象に年齢の高い順に数えて第3子以降
該当する場合の保護者負担額(令和8年度)

(長時間保育:月額550円、短時間保育3歳:月額420円、短時間保育4・5歳:月額430円)

なお、区で保護者の住民税額が把握できない方は、別途、手続きをご案内する場合があります。

2 支払方法等について

給食費の支払いは、利用月の翌月末日に口座振替(保護者の口座から自動的に引落としをする方法)をいたします。ただし、末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

【取扱金融機関】銀行、信託銀行、信用金庫、農業協同組合、郵便局(ゆうちょ銀行)等

※5月分の給食費は6月末の引き落としとなります。残高不足にご注意ください。

※口座振替については、入園承認通知に同封した「保育料・子供園給食費 支払方法のご案内」(口座振替用紙)で手続きをお願いします。紛失した場合は園に用紙がありますのでお申し出ください。

3 通帳等への表示方法

次のとおり表示されます。ただし、金融機関によっては、異なる表示がされる場合があります。

漢字表示「区子供園給食費」	カナ表示「コトモエキョウシヨクビ」
---------------	-------------------

4 口座振替についての注意事項

- ・兄弟・姉妹で別々の口座を指定することはできません。
- ・指定口座を変更したい場合は、口座振替用紙の申込区分3 変更に○をし、再提出をお願いします。
- ・指定口座は、退園・卒園するまで解約しないでください。

5 口座振替手続きの最終期限

令和8年3月31日(火)

※期限までに口座振替を指定する金融機関または郵便局(ゆうちょ銀行)へ口座振替依頼書をご提出ください。その際は、指定する口座の通帳及び届出印を持参してください。

【問い合わせ先】

子ども家庭部保育課子供園・幼稚園係

電話：03-3312-2111 (代表)

給食で使用する食品

令和8年度
杉並区立 下高井戸子供園

保育施設の給食で使用する食品は、お子さんにとって安全な食品であることを確認するため、『アレルギー症状が出やすい食品』は給食で提供する前に家庭で2回以上食べて確認するようお願いいたします。その他食物アレルギーなどの心配がある食品については、早めに担任までお知らせください。

※印のついている食品は必ず家庭で2回以上食べて確認する食品です。

〔表示義務・表示推奨のある特定原材料等〕



*別紙にて調査へのご回答をお願いします。

●給食・おやつで提供する食品一覧

食品分類	食品名
穀類	米・もち米・米粉・白玉粉・ビーフン・フォー 小麦 [*] 製品（麩・パン・うどん・マカロニ・素麺・餃子の皮・スパゲティ・中華麺等） コーンスターチ・コーンフレーク・押し麦
魚類	煮干し・かつお節・白身魚・ツナ缶・鮭 [*] ・かじき・メルルーサ・ホキ・しらす干し・ちりめんじゃこ・さんま・さば [*] ・ぶり・さわら・かつお等
肉類	鶏肉 [*] ・豚肉 [*] ・ハム・ベーコン・セラチン [*]
卵類	全卵 [*] ・マヨネーズ [*]
乳類	牛乳 [*] ・ヨーグルト・バター・マーガリン・チーズ・生クリーム・脱脂粉乳・乳酸菌飲料
豆類	豆腐 [*] ・豆乳(成分無調整)・きな粉・高野豆腐・大豆・油揚げ・納豆・小豆
芋類	じゃが芋・さつまいも・里芋・片栗粉・乾燥マッシュポテト・国産春雨・こんにゃく
野菜類	人参・ほうれん草・玉葱・キャベツ・胡瓜・小松菜・かぶ・かぶの葉・かぼちゃ・絹さや・たけのこセロリ・大根・トマト・ホールトマト缶・白菜・ブロッコリー・チンゲン菜・もやし・さやいんげん 水菜・にんにく・生姜・切干大根・ピーマン・れんこん・ごぼう・パセリ・なす・グリーンアスパラガス コーンクリーム缶・オクラ・冬瓜・モロヘイヤ・ズッキーニ・レタス・赤ピーマン・豆苗・万能葱・にら カリフラワー・菜の花・みつば・長葱・ホールコーン缶・えのきたけ・まいたけ・しめじ等
果物類	オレンジ [*] ・りんご [*] ・バナナ [*] ・グレープフルーツ・いちご・すいか・メロン・柿・梨・はっさく・いよかん・甘夏・みかん・みかん缶・レモン・100%ジュース（オレンジ・りんご・ぶどう）・ジャム(いちご・りんご・ブルーベリー・マーマレード)・梅干し等
海藻類	昆布・ひじき・わかめ・のり・青のり・寒天(アガー)
油脂類	サラダ油・ごま油・オリーブオイル・ショートニング
種実類	ごま [*] ・ココア
調味料類	塩・砂糖・醤油・味噌・酢・酒・みりん・煮干しだし・昆布だし・かつおだし ケチャップ・ソース・カレー粉・ベーキングパウダー・赤ワイン・トマトピューレ
菓子類	ウエハース・せんべい・クッキー・ビスケット・クラッカー・マシュマロ・ひなあられ
その他	麦茶
防災備蓄品	アルファ化米・レトルト白粥・みそ汁

学校感染症と出席停止期間

児童・生徒が集団で生活する学校では、施設内での感染症の拡大を防ぐため、学校保健安全法により、感染症にかかった場合（疑いを含む）や感染のおそれがある場合は出席を停止させることができるとされています。

学校保健安全法施行規則に感染症の種類や出席停止期間が定められていますので、下表の感染症にかかった場合は、学校へお申し出くださいますようお願いとご協力をお願いします。（子供園においてもこれに準じて運用してまいります。）

【学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準等】

	感染症の種類	出席停止の期間の基準	提出書類	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで	医療機関の医師が記載	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで		
第二種	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで		
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで		
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで		
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで		
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで		
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで		
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	同上		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで		に 受診した医療機関の医師による指示内容に基づいて保護者が記載
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで（裏面参照）	「登園届（インフルエンザ用）」	
	新型コロナウイルス感染症（ベータコロナウイルス属コロナウイルス）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで（裏面参照） （無症状者の感染者は、検体を採取した日から5日を経過するまで）	「登園届（コロナ用）」	
第三種	その他の感染症※ 例：感染性胃腸炎、ウイルス性肝炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症など	（※条件により出席停止の措置をとることのできる感染症で、校長が学校医の意見を聞き判断。） 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	「登園届（その他の感染症）」	

出席停止の期間の考え方（参考例）

【新型コロナウイルス感染症の出席停止の期間の基準】

**発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
ただし、発症した日や、症状が軽快した日の翌日から起算すること**

（学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令 令和5年5月8日施行）

※出席停止日数の数え方例

＜有症状の場合＞（発症・症状軽快した日を0日目として数えます。）

①5/1 発症→5/2 症状軽快→発症後5日経過→5/7 から登校可 $\underline{1} \cdot \underline{2} \cdot 3 \cdot 4 \cdot 5 \cdot 6 \cdot \underline{7} \cdot 8$

②5/1 発症→5/6 夕方症状軽快→軽快後1日経過→5/8 から登校可 $\underline{1} \cdot 2 \cdot 3 \cdot 4 \cdot 5 \cdot \underline{6} \cdot 7 \cdot \underline{8} \cdot 9$

＜無症状の場合＞（検体採取日を0日目として数えます。）

③5/1 検体採取→5/2 感染確認→検体採取後5日経過→5/7 から登校可

$\underline{1} \cdot 2 \cdot 3 \cdot 4 \cdot 5 \cdot 6 \cdot \underline{7} \cdot 8$

④5/1 検体採取→5/2 感染の確認なし→直ちに出席停止の対象とする必要はない

（凡例：発症日・検体採取日 □、症状軽快日 ◇、出席停止の期間 _____、登校可能な日 ○）

※上記の出席停止日数の数え方例を参考に、出席停止の日数の確認にご利用ください。

前月	20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31	当月	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10
	11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31		

【インフルエンザの出席停止の期間の基準】

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで

（学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令 平成24年4月1日施行）

※出席停止日数の数え方例（発症・解熱した日を0日目として数えます。）

①2/1 発症→2/2 解熱→発症後5日経過→2/7 から登校可 $\underline{1} \cdot \underline{2} \cdot 3 \cdot 4 \cdot 5 \cdot 6 \cdot \underline{7} \cdot 8$

②2/1 発症→2/3 解熱→発症後5日経過→2/7 から登校可 $\underline{1} \cdot 2 \cdot \underline{3} \cdot 4 \cdot 5 \cdot 6 \cdot \underline{7} \cdot 8$

③2/1 発症→2/4 解熱→解熱後3日経過→2/8 から登校可 $\underline{1} \cdot 2 \cdot 3 \cdot \underline{4} \cdot 5 \cdot 6 \cdot 7 \cdot \underline{8} \cdot 9$

④2/1 発症→2/5 解熱→解熱後3日経過→2/9 から登校可 $\underline{1} \cdot 2 \cdot 3 \cdot 4 \cdot \underline{5} \cdot 6 \cdot 7 \cdot 8 \cdot \underline{9}$

（凡例：発症日 □、解熱日 ◇、出席停止の期間 _____、登校可能な日 ○）

※上記の出席停止日数の数え方例を参考に、出席停止の日数の確認にご利用ください。

前月	20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31	当月	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10
	11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31		

登園許可意見書

子供園園長 宛

_____年 _____月 _____日

_____子供園

_____組 氏名 _____

_____年 _____月 _____日生

上記の者は、下記○印の感染症が軽快し、かつ学校保健安全法施行規則の基準による（保育園は同法の準拠による）感染症の予防上支障がなく、下記月日より登園可能と判断します。

記

	○印	疾患名	出席停止期間の基準
1		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
2		麻疹	解熱した後3日を経過するまで
3		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
4		風疹	発疹が消失するまで
5		水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
6		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
7		結核	病状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
8		髄膜炎菌性髄膜炎	同上
9		腸管出血性大腸菌感染症	同上
10		流行性角結膜炎	同上
11		急性出血性結膜炎	同上
12		その他（ ）	

_____年 _____月 _____日より登園可能

_____医療機関名・住所 _____

_____医師氏名 _____印 _____

※主治医様 本文書作成料は、1通500円をお願いします。

杉並区私立幼稚園連合会
杉並区立子供園
杉並区立保育園
杉並区私立保育園連盟

登園届(インフルエンザ)

<資料5>

(保護者記入)

子供園長 宛

組 園児氏名

インフルエンザのため欠席させていましたが、回復しましたので連絡します。

インフルエンザの型 (A型 ・ B型 ・ 不明 ・)	
発症した日 ※急な発熱(37.5度以上)、全身倦怠感(からだのだるさ)、悪寒(さむけ)などが出た日を示します。判断に迷う場合には、医師に相談してください。	月 日
解熱した(熱が下がった)日	月 日
登園を再開する日	月 日

受診した医療機関名 _____

令和 年 月 日

保護者名 _____

【インフルエンザの出席停止の期間の基準】

発症したその翌日から5日を経過し、かつ、解熱したその翌日から3日を経

過するまで

(学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令 平成24年4月1日施行)

※出席停止日数の数え方例 (発症・解熱した日を0日目として数えます)

①2/1 発症→2/2 解熱→発症後5日経過→2/7 から登園可。 □・◇・3・4・5・6・7・8

②2/1 発症→2/3 解熱→解熱後3日経過→2/7 から登園可。 □・2・◇・4・5・6・7・8

③2/1 発症→2/4 解熱→解熱後3日経過→2/8 から登園可。 □・2・3・◇・5・6・7・8・9

(凡例：発症日 □、 解熱日 ◇、出席停止の期間 _____ 、 登園可能な日 ○)

※上記の出席停止日数の数え方例を参考に、出席停止の日数の確認にご利用ください。

前月	20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31	当月	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10
	11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31		

上記の条件より、出席停止期間の最短は5日となります。

発症日を0日でカウントするので再登園の最短は7日目となります。

※症状発症や受診のタイミングにより最短登園日が異なる場合もあります。

登園届 (新型コロナウイルス)

(保護者記入)

子供園長 宛

組 園児氏名

新型コロナウイルス感染症のため登園を控えていましたが、回復しましたので連絡します。

新型コロナウイルス感染症		
発症した日	※急な発熱、全身倦怠感(からだのだるさ)、悪寒(さむけ)などが出た日を示します。判断に迷う場合には、医師に相談してください。	月 日
症状軽快した日		月 日
登園を再開する日		月 日

※無症状の感染者は、検体を採取した日を発症した日とします。

受診又は診断した医療機関名 _____

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

【新型コロナウイルス感染症の出席停止の期間の基準】

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

ただし、発症した日や、症状が軽快した日の翌日から起算すること

(学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令 令和5年5月8日施行)

※出席停止日数の数え方例 (発症・解熱した日を0日目として数えます。)

①2/1 発症→2/2 解熱→発症後5日経過→2/7 から登園可。 □・◇・3・4・5・6・⑦・8

②2/1 発症→2/6 夕方解熱→解熱後1日経過→2/8 から登園可。 □・2・3・4・5・◇・7・⑧・9

(凡例：発症日 □、 解熱日 ◇、出席停止の期間 _____ 、 登園可能な日 ○)

※上記の出席停止日数の数え方例を参考に、出席停止の日数の確認にご利用ください。

前月	20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31	当月	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10
	11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31		

上記の条件より、出席停止期間の最短は5日となります。

発症日を0日でカウントするので再登園の最短は7日目となります。

※症状発症や受診のタイミングにより最短登園日が異なる場合もあります。

登 園 届 (その他の感染症)

(保護者記入)

杉並区立 _____ 子供園長 宛

組 園児氏名 _____

生年月日: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関において下記の疾患と診断されました。加療の結果、医師の診断に基づき、登園可能となりましたので、本届を提出いたします。

該当する疾患名欄に○印をつけてください

	○印	疾患名	出席停止期間の基準
1		感染性胃腸炎 (ノロウイルス等)	下痢、嘔吐症状が軽減した後、全身状態が良好で普段の食事がとれること
2		マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良好であること
3		溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後24時間経過して、全身状態が良好であること
4		伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良好であること
5		手足口病	全身状態が良好で普段の食事がとれること
6		ヘルパンギーナ	全身状態が良好で普段の食事がとれること
7		※	

※医師の診断・指示を受け、必要とする場合に空欄部分に病名を記載して提出する。

診断を受けた医療機関	名称:
	電話番号: ()
診断を受けた日(受診日)	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
登校許可日(登校を再開する日)	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

記入日: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名(自署) _____

・本届は、医師の指示内容に従って保護者をご記入の上、提出してください。
 ・病気の状況によっては、医師の証明書を提出していただく場合があります。

薬品の使用について

本園では、子どもたちが安全で健康的に過ごせるよう、必要に応じて以下に示す薬品を使用しています。

薬品使用についてご確認いただいた上で、別紙「薬品使用に関する承諾書」のご提出をお願いします。

記

手指の衛生

手指の衛生の基本は、ハンドソープ、流水による手洗いです。
こまめに、丁寧に行っています。
ただし、必要な場合、アルコールによる手指消毒を行います。

ワセリン

園内の応急処置の一つとして、肌の保護や傷の保護のために使用します。

蚊取り線香

蚊による虫刺されを抑えるため、テラスや園庭等で蚊取り線香を使用します。

虫よけ剤

時期・時間帯により、散歩や夕方の外遊びの際、虫よけ剤を使用します。

レスタミンコーワ軟膏

蚊による虫刺されの際、患部に塗布します。

園児緊急引渡確認票の書き方

◇園児緊急引渡確認票

記入例

秘

園児緊急引渡確認票 <下高井戸子供園> 園保管用

年度			
NO.			

園児氏名	住所・電話番号	特記事項(血液型・アレルギー・体質等)
下高 花子 (H27年1月23日生)	下高井戸4-3-2-101 電話 03 (4321)5678	特になし

太線の中は、園で記入します。

引取者氏名	続柄	日中の連絡先 (お勤めの方は勤務先、住所等も)	電話 (固定、携帯両方)	園までの 徒歩での 所要時間	引渡し確認欄	
					月・日	サイン
保護者	下高 太郎	父 自宅(勤務先) 園児の欄に同じ	園児の欄に同じ	5分		
	下高 花実	母 自宅(勤務先) 杉並区役所 阿佐谷南1-15-1	3312-2111 (内)0007	45分		
代理人	阿佐 南	知人 自宅(勤務先最寄駅) 永福7-8-9	090-1234-5678	10分		
	下高 一朗	祖父 自宅(勤務先最寄駅) 渋谷駅	03-4567-8900	1時間40分		

※お勤めされている保護者の方は会社の直通固定電話番号(内線等)を記入してください。

代理人の欄もできる限り記入してください。お迎え可能な範囲の方でお願いいたします。

高井 園子 伯母 千葉県 080-0000-0000

大きな災害に備え、ご親族等で東京都以外にお住まいの方がいらっしゃる場合は、枠外でかまいませんので、その方の氏名・続柄・連絡先をご記入ください。

代理人の方が少し離れたところにお住まい、お勤めの場合は最寄り駅を記入してください。

代理人には、必ず了承を得て、記入してください。

※ 記載内容に変更があった場合、速やかに子供園にお知らせください。

◇ 保護者用緊急引取カード

緊急時に園児を引き取る際に、このカードをご提出ください。

保護者用緊急引取カード	
杉並区立下高井戸子供園	_____組
園児名	_____
保護者名	_____
引取者名(続柄)	_____
★このカードは常時携帯し、緊急引取の際、職員に渡してください。	

- * 園児緊急引渡確認票には、事前に必要事項を記入し、常時携帯してください。
- * 園児の安全確保のため、園児緊急引渡確認票に記載されている方以外には、お引渡ししません。
- * 引き取り訓練の時にも使用します。
- * 園児緊急引渡確認票に記入した代理人の方にも渡しておいてください。

子供園一時保育のご案内

杉並区子ども家庭部保育課

～子供園の一時保育とは～

保護者が、一時的に保育を必要とする場合に、通常の保育時間に引き続く、1時間を単位として在園児をお預かりする保育制度です。以下の申請方法等を確認して、ご利用ください。

なお、短時間保育利用で保育の必要性の認定（新2号認定）を受けている方は、認定事由により一時保育を利用した場合に限り、利用料金の一部を補助する制度があります。

【利用開始】

○ 4歳クラス及び5歳クラスは4月13日（月）から

新入園児及び3歳クラスは5月7日（木）から一時保育を実施します。

【利用できる日時】

平日（長期休業中を除く）

保育時間終了後から午後5時までの通常の保育時間に引き続いて保育を希望する時間

※ 午後1時で保育が終了した場合は、午後1時から1時間単位の利用となります。

※ 一旦降園して時間をあけての利用や同じ日に2回の利用はできません。

土曜日※・長期休業中（日曜日・祝日・12月28日から1月4日除く）

午前9時から午後5時までの保育を希望する時間

※令和10年度から土曜日は休園日となりますので、土曜日の一時保育は令和9年度（令和10年3月）で終了します。

【利用料金】 1時間 500円

○ 利用日の前日までに利用料の支払いが必要です。

（例）長期休業中に9時～14時まで利用する場合、500円×5時間＝2,500円

※生活保護受給世帯等は利用料が免除となります。お申し出ください。

※支払済の一時保育利用料は、理由に関わらず還付しません。

○ 保育の必要性の認定（新2号認定）を受けている方が就労等の認定事由で利用する場合は、1日あたり450円の補助を受けることができます。

申請の手続きは、令和8年度子供園利用案内のP2、P3、P20を参照してください。

【定員・回数】

○ 1日あたりの定員

原則として5名まで（申請受付順で定員になり次第締め切ります。）

※近隣学校の保護者会実施日等は、保育体制の状況により5名以上お預かりすることも可能です。

○ 1月あたりの利用回数

園児1人あたり原則10回まで

※就労等の事由で月10回を超える利用が必要な場合は、個別に園へご相談ください。

【申請方法】

- 利用日の1か月前から利用日の前日まで、園で申請受付をします。
- 受付時間は、平日保育終了後から30分間です。
※土曜日や電話での受付はできません。
- 利用日が競合する場合や申請内容に不備がある場合は、受付できないことがあります。
- 利用日当日の利用キャンセルはできません。

【園での一日】 長期休業中の過ごし方一例

午前	正午	午後	午後	午後
9時		1時	3時	5時
一時保育開始	昼食		おやつ	
遊び		午睡・休息		遊び

- お子さんの生活リズムや園での過ごし方を考慮して、利用時間を決めましょう。
- 正午から午後1時にかかる利用の場合は、弁当の持参が必要です。
- ※自園調理給食提供園（下高井戸、高円寺北、成田西）では、一時保育利用時に1食あたり210円の費用負担をいただき、給食を提供します（土曜日を除く）。
- 午後3時を越えて利用の場合は、おやつを提供します。

【利用までの流れ】

- 利用希望日の空き状況を確認のうえ、一時保育利用申請書を提出してください。
（申請書は園にあります。）
- 園で申請内容を確認し、申請時間分の一時保育料を現金で納入していただきます。
（おつりのないようお願いします。）
- 納入後、利用日・時間を記載した、一時保育利用承認通知書をお渡しします。
（利用承認通知書は利用日までお手元に控えておいてください。）

【利用に関するお願い】

- 多くの方が公平に利用できるよう、利用日・利用時間が確定してから申請をしてください。
- 利用承認を受けた後にやむを得ない事由で利用日や利用時間を変更する場合は、早急に園へお申し出ください。利用日の変更は、変更前の利用日と同じ月内に振替利用してください。年度を越えての利用日変更はできません。
- 園の行事や運営状況によっては、一時保育の利用ができない日があります。必ず事前に確認してから申請をしてください。
- 申請した利用時間を守り、利用終了時間の5分前までにはお迎えをお願いします。少しでも利用時間を超過した場合は、1時間を単位に追加の保育料をお支払いいただきます。
- 通常の教育・保育時間のお迎えに遅れた場合も、一時保育料が発生します。
- お子さんの体調は十分チェックし、無理のない利用をお願いします。
- 着替えやタオル等の持ち物は、利用時間に応じてお持ちください。
- おやつ提供を含む時間に利用をされる場合は、食物アレルギー等について事前に園へお申し出ください。

【問い合わせ先】

子ども家庭部保育課子供園・幼稚園係
電話 03-3312-2111（代表）

区立子供園 新入園児保護者の皆様

杉並区子ども家庭部保育課

区立子供園における登降園管理等システムの利用について

日頃より杉並区の保育行政にご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

杉並区では杉並区デジタル化推進計画に基づき、区立保育園（指定管理園除く）及び子供園において登降園管理システムを令和6年10月から導入、利用を開始しています。

登降園管理アプリケーションの利用により、保護者の皆様のスマートフォン等から欠席・遅刻の事前連絡や園からのお知らせ受領等が可能となり、保護者の皆様の利便性の向上に繋がるものと考えております。

つきましては、以下のとおり利用システム等についてご案内をいたします。本取組についてご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 利用システム等の概要

(1) システム名及び開発・導入事業者名

「Kids View (キッズビュー)」 日本ソフト開発株式会社

(2) 主な機能

①登降園管理 ②お知らせ配信 ③アンケート など

(3) システム登録手続き等

令和8年3月の用品受渡時に改めてお知らせいたします。

2. 個人情報保護について

本取組に関するお子様や保護者の皆様の個人情報につきましては、杉並区個人情報の保護に関する条例及び杉並区個人情報の保護に関する規則に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のための必要かつ適切な措置を事業者とともに実施し、厳正な管理を行っています。

3. 問い合わせ先

(本通知に関すること) 子ども家庭部保育課管理係 TEL:03-3312-2111 (内線) 1375

◎杉並区立子供園条例（抜粋）

（入園の資格）

第3条 子供園に入園することのできる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児であって、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、幼児を現に監護するものをいう。以下同じ。）と同一の住所を区内に有するものとする。

（入園の手続等）

第4条 子供園に幼児を入園させようとする保護者は、別に定めるところにより申請し、入園の承認を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないことができる。

（1）前項の承認をされた幼児が定員に達しているとき。

（2）疾病その他の別に定める事由により、子供園への入園が困難であると認めるとき。

（保育料等）

第5条 子供園の保育料（以下「保育料」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

（1）短時間保育及び長時間保育 0円

（2）一時保育 1時間当たり500円

2 保育料は、別に定めるところにより納付しなければならない。

一部改正〔令和元年条例10号〕

（保育料の減免）

第6条 保育料は、特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

（保育料の不還付）

第7条 既に納付した保育料は、還付しない。ただし、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（入園の承認の取消し）

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の承認を取り消すことができる。

（1）保護者から退園又は転園の届出があったとき。

（2）第3条に規定する子供園の入園の資格を失ったとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、特に必要と認めるとき。

◎ 杉並区立子供園条例施行規則 (抜粋)

(短時間保育の保育時間)

第9条 短時間保育の保育時間は、午前9時から午後2時までを標準として幼稚園教育要領に従って編成された教育課程により定める。

一部改正〔平成22年規則22号〕

(長時間保育の保育時間)

第10条 長時間保育の保育時間は、次の各号に掲げる長時間保育を受ける幼児に係る当該幼児が家庭において必要な保育を受けることが困難である状況に応じて定める当該幼児に必要な保育の量の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時間とする。

(1) 1日当たり8時間まで 8時間以下

(2) 1日当たり11時間まで 8時間を超え11時間以下

2 前項各号の保育時間の変更は、月を単位として変更の承認の決定があった日の属する月の翌月(月の初日に変更の承認の決定があったときは、当該月。次条第2項において同じ。)から行う。

3 保護者は、前項の変更をしようとするときは、杉並区立子供園保育時間(保育種別)変更申請書(第4号様式)を区長に提出しなければならない。

4 区長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、変更を承認することを決定したときは杉並区立子供園変更承認通知書(第5号様式)により、承認しないことを決定したときは杉並区立子供園変更不承認通知書(第6号様式)により、保護者に通知しなければならない。

一部改正〔平成22年規則22号・71号・27年43号・令和元年20号〕

(短時間保育又は長時間保育の実施の停止)

第11条 区長は、子供園に入園している幼児(以下「園児」という。)が傷病その他やむを得ない理由により一時的に通園できなくなったときは、保護者からの申請により、当該申請の日の属する月の翌月(当該申請の日が月の初日であるときは、当該月)から月を単位に2月を限度として短時間保育又は長時間保育の実施を停止することができる。

2 前項の申請は、杉並区立子供園保育の実施停止申請書(第7号様式)により行わなければならない。

3 区長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、停止を承認することを決定したときは杉並区立子供園変更承認通知書により、承認しないことを決定したときは杉並区立子供園変更不承認通知書により、保護者に通知しなければならない。

4 第7条第2項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

追加〔平成22年規則22号〕

(一時保育の保育時間)

第11条の2 一時保育の保育時間は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 短時間保育を受けている園児 短時間保育の終了時間(短時間保育の休業日に

あつては、午前9時) から午後5時まで

(2) 長時間保育を受けている園児 午前7時30分から午後6時30分まで(長時間保育の保育時間を除く。)

2 一時保育は、前項各号に定める時間のうち保護者の希望する連続した時間(短時間保育又は長時間保育の実施日にあつては、当該短時間保育又は長時間保育の保育時間と連続した時間に限る。)において1時間単位で行うものとする。

追加〔平成22年規則66号〕

(保育料の納期)

第13条 保護者は、一時保育の利用日の前日までに保育料(一時保育の保育料に限る。以下同じ。)を納付しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、保育料を延納することができる。

全部改正〔令和元年規則20号〕

(保育料の減免)

第14条 条例第6条の規定による保育料の減額又は免除は、次のとおりとする。

(1) 園児の属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)による支援給付を含む。)を受けている者の属する世帯又は保護者が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4に規定する里親若しくは同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)の長である世帯であるとき 免除

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき 免除又は減額

2 保護者は、前項の規定による減額又は免除を受けようとするときは、杉並区立子供園保育料減額・免除申請書(第10号様式)を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の申請書の提出があつたときは、これを審査し、減額又は免除を承認することを決定したときは一時保育利用(変更)承認通知書により、承認しないことを決定したときは一時保育利用(変更)不承認通知書により、保護者に通知しなければならない。

4 第1項の規定による保育料の減額又は免除は、当該減額又は免除の事由が生じた日以後の保育料から行う。

追加〔平成22年規則22号〕

一部改正〔平成22年規則66号・26年48号・27年43号・28年89号・129号・30年39号・令和元年20号〕